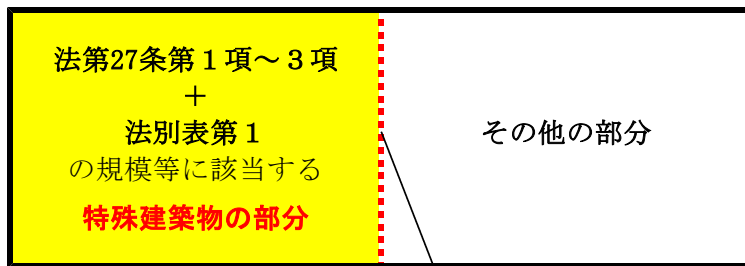


## 異種用途区画の必要性の考え方（令第112条第18項）



### 異種用途区画が必要

準耐火構造（1時間準耐火）の床・壁  
特定防火設備（遮煙性能付き）

※以下「建築基準法関係の解説及び取扱い集 長崎県建築主事会議」参考

ホテルや事務所ビル、物販店等に貸しホールや貸し会議室がある場合、集会場に該当するものは複合用途となるが、主として①～③の事項を満足する場合は、異種用途区画までは求めなくてもよいと考えられる。

- ①管理者が同一である。
- ②利用者又は管理者が一体の施設として使用する。
- ③利用時間がほぼ同一である。

### <集会場の定義>

不特定かつ多数の人が、共同の目的のために一時的に集まる「集会」に利用する室又は建築物のうち、客席に固定式のいす席を有するもの又は一の集会室の集会の用に供する部分の床面積が200㎡以上のものをいう。

個人や団体にその使用目的を限定せずに貸し出されるホールや集会室も該当し、具体例としては、貸し会議室、貸しホール、冠婚葬祭会館等あげられる。